

令和2年8月11日
特別区長会

令和3年度 国の施策及び予算に関する要望について

特別区長会は令和3年度予算編成に向けて、重点となる22項目の要望書を府省の大臣宛てに提出しましたので、お知らせします。

1 日時

令和2年8月7日（金）10時40分～11時45分

2 要望先及び対応者

- (1) 厚生労働省 自見 はなこ 大臣政務官
- (2) 総務省 長谷川 岳 副大臣

※他の府省へは事務局が要望書を持参しました。

3 要望者

- (会長) 山崎 孝明 (江東区長)
- (副会長) 武井 雅昭 (港区長)、成澤 廣修 (文京区長)

4 内容

- 別紙 「令和3年度 国の施策及び予算に関する要望 主な要望事項一覧」
- 「令和3年度 国の施策及び予算に関する要望書」

○ 特別区長会

東京23区長で構成する任意団体。

特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っている。

会長：山崎 孝明 (江東区長)

事務局：特別区長会事務局

(千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階)

※なお、特別区は平成13年6月から全国市長会に加入している。

<問い合わせ先> 特別区長会事務局 調査第1課長 井上 敏也 電話 5210-9737 (直通)

要望の概要

要望内容は、各区から提出された項目をもとに、区長会で決定されたものであり、分権改革の推進・地方税財源の充実強化や、児童相談所の設置促進、新型コロナウイルス感染症の対策等、22項目について重点的な取組を要請した。

総務省

特別区は、これまでの法人住民税の一部国税化、地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税など、地域間の税収格差の是正のための不合理な税制改正による影響が、2千億円を超える規模に及んでいる。地域間の税収格差の是正は、地方税の原則を歪めることなく、国の責任において、地方交付税制度で行われるべきものである。また、今般の状況により、大幅な減収が見込まれていることから、特別区の財政運営に深刻な影響が見込まれるため、早急な是正措置を求めた。

ふるさと納税については、特別区の令和2年度の減収は424億円に及んでおり、看過できない状況であるため、抜本的な見直しを行うよう要請した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う景気の落ち込みにより、今後、大幅な減収が見込まれるが、特別区は地方交付税の不交付団体であるため、その影響がそのまま直撃することになり、特別区の財政運営に非常に大きな影響が見込まれる。このため、行政サービスの低下を招かないよう、減収分について、地方特例交付金等で補填するなど、新たな財政支援を要請した。

さらに、今後、大幅な減収が見込まれる法人住民税は、都区の共有財源であるため、特別区も減収補填が必要になることが想定される。しかし、一般の市町村では、法人住民税に係る減収補填債を発行することができるが、特別区では発行できない。このため、特別区においても発行が可能となるよう、法令の規定整備を要請した。

厚生労働省

子育て支援策の充実について、認可外施設も含めた保育施設への財政支援や子育て世帯の経済的負担の軽減等、十分な財政措置や支援を要請した。また、児童相談所の設置促進については、今年度は3区（世田谷区・荒川区・江戸川区）

の児童相談所が開設されたが、引き続き、特別区が児童相談所の設置・運営を円滑に行えるよう、児童相談所の設置や運営に係る財政措置、人材確保・育成等の支援を要請した。あわせて、児童相談所設置市の事務処理範囲や実施体制等も含めた中核市・特別区が設置する児童相談所の在り方についての具体的な検討を行うことを要請した。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策については、今後を見据えた医療体制・検査体制の更なる整備・強化、人員確保の仕組みの構築や、地域医療体制を維持するため、特別区の施策等に対する十分な財政措置や支援を要請した。